

●障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(概要)

(厚生労働省主管・国土交通省共管)

雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)を定めるとともに、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずる。

1. 障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応

(1) 障害者に対する差別の禁止

雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いを禁止する。

(2) 合理的配慮の提供義務

事業主に、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付ける。

※ 事業主に過重な負担を及ぼすこととなる場合を除く。

(1)(2)については、労働政策審議会の意見を聴いて厚生労働大臣(船員に関しては交通政策審議会の意見を聴いて国土交通大臣)が定める指針で具体的な事例を示す。

(3) 苦情の自主的解決及び紛争解決の促進・援助

- ① 事業主に対して(1)(2)に係るその雇用する労働者からの苦情を自主的に解決することを努力義務化
- ② (1)(2)に係る紛争の解決を促進するため「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」の特例を整備

＜陸上の労働者＞

- 都道府県労働局長による助言、指導、勧告
- 紛争調整委員会による調停

＜ 船員 ＞

- 地方運輸局長による助言、指導、勧告
- 調停員による調停

2. 法定雇用率の算定基礎の見直し

法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える。

3. その他

障害者の範囲の明確化その他の所要の措置を講ずる。

4. 施行期日

平成28年4月1日(2. は平成30年4月1日)